



第6章

総括編

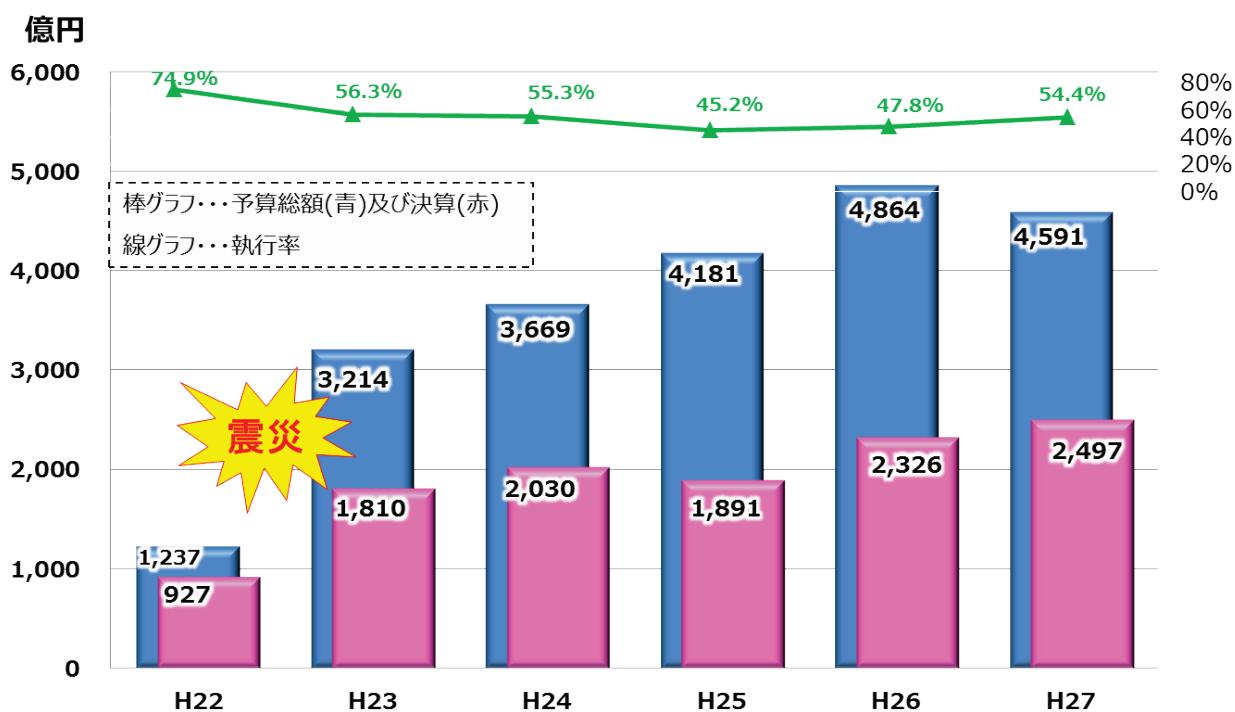
第1節 これまでの5年間の総括

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生からこれまで、本県では、「復旧」にとどまらない、抜本的な再構築による「創造的復興」の実現に向けて、全国から職員の応援派遣を頂きながら、全力で取組んできました。

ここでは、震災からこれまでの5年間の土木部における公共土木・建築分野の復旧・復興に向けた取組及び沿岸市町における復興まちづくりの各取組について、総括します。

● 予算規模の増大について

- 震災前の平成22年度の予算総額（現年+明許繰越+事故繰越）は、約1,200億円でしたが、震災後は予算規模が増大し、平成27年度には約4,600億円で、震災前に比べて約4倍となっています。
- 支出額は震災前の平成22年度で約900億円でしたが、震災後は平成27年度で約2,500億円となっています。
- 予算規模の増大と比例して繰越総額も増加しており、平成27年度の繰越総額は約2,000億円となっています。
- 復旧・復興事業の早期完成に向けて、莫大な予算を確実に執行していくためには、計画的な予算執行と予算管理に努めていくことが重要です。



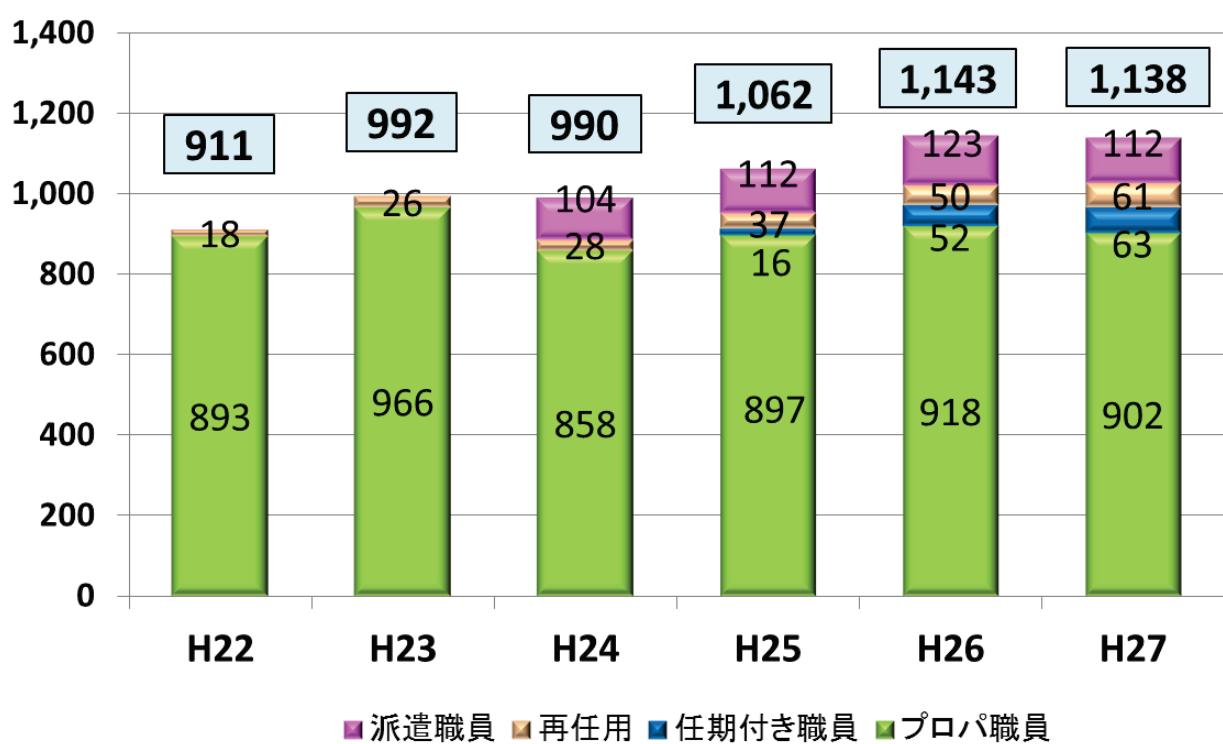
■図 6-1-1：土木部の予算総額及び決算額の推移

● 職員のマンパワー不足について

○震災前の平成 22 年度の職員数は、約 900 人規模でしたが、震災後は全国から応援頂いている自治法派遣職員や任期付職員、再任用職員を含め約 1,100 人規模となっています。

○予算規模が約 4 倍になっているのに対して、職員数が約 1.2 倍であり、職員のマンパワー不足に対して、発注者支援業務や用地補償総合技術業務などの外部委託を積極的に活用するとともに、発注ロットの拡大など発注業務の効率化に取組んでいますが、マンパワー不足の解消には至っていません。

○復旧・復興工事が本格的になることから、他都道県からの応援派遣職員の継続支援などが優先課題です。



■図 6-1-2：土木部職員数の推移

● 復旧・復興事業の進捗について（県土木部）

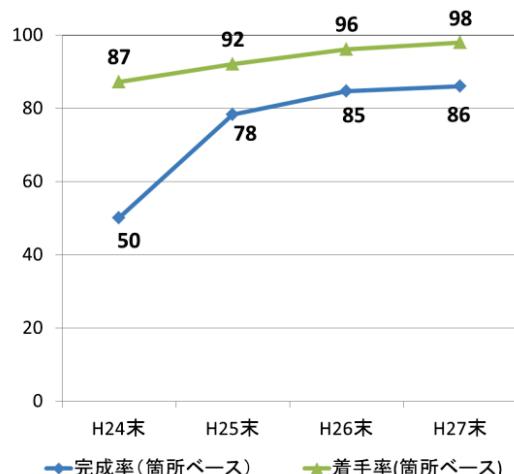
(平成28年3月末時点)

○県土木部の公共土木施設の災害復旧事業については、これまでに砂防・地滑り・急傾斜施設が平成24年度、下水道施設が平成25年度に完了、内陸部の施設も概ね完了しており、甚大な被害を受けた沿岸部において防潮堤や河川堤防の復旧工事を進めています。

○平成28年3月末時点で、全2,310箇所のうち、箇所ベースでの着手率が約98%、完成率が86%となっています。一方、防潮堤等の複数年を要する大規模工事が多いことから、事業費ベースの完成率は約18%にとどまっています。

項目 (最大被害等)	(着手・完成)/ (復旧箇所・復旧費)	進捗率
公共土木施設 (道路・橋梁・河川・海岸・砂防・下水道・港湾・公園)	箇所ベース 被災箇所数: 2,310箇所	箇所ベース 着手率 約98% 完成率 約86% 金額ベース 着手率 約81% 完成率 約18%
復旧事業の概要 期間 H23~32年度 復旧費 約6,956億円		
沿岸部 着手率 完成率 箇所ベース 約97% 約79% 金額ベース 約81% 約15%	内陸部 着手率 完成率 箇所ベース 100% 約99% 金額ベース 約99% 約98%	凡例

■図6-1-3：災害復旧事業の進捗状況（平成28年3月末時点）



■図6-1-4：完成率・着手率の推移（平成28年3月末時点）



写真6-1-1：荒谷前地区海岸災害復旧工事



写真6-1-2：女川湾港防波堤工事

○県土木部では、災害復旧事業の全箇所完成を平成29年度としていましたが、一部箇所において住民合意形成や関係機関との調整、用地取得などに時間を要したため、全箇所完成を平成32年度に延期しました。

○現在、工事のピークを迎えており、平成32年度全箇所完成に向け、個別事業箇所毎の進行管理に努めていくことが重要です。

○なお、防潮堤整備については、一部地区で、海が見えなくなるなどの防潮堤の高さや位置、環境等の問題で、合意形成に時間を要しました。スムーズに住民合意を得るために、複数案を提示した上で、現計画の優位性（妥当性）を説明する等の工夫が必要です。

○環境配慮については、粘り強い構造としてコンクリートで覆う構造したことから、宮城県環境アドバイザー制度を創設し、環境アドバイザーからの助言・指導のもと、環境に配慮した復旧工事を進めています。

● 沿岸市町の復興まちづくりについて

(平成 28 年 3 月末時点)

○被災沿岸市町では、地域特性や震災教訓を踏まえ、三陸沿岸リアス地形では高台移転・職住分離、仙台湾沿岸低平地では、一線堤として機能する防潮堤の背後にかさ上げした道路や防災緑地等の減災機能を有した施設を配置し、居住地を多重に防御する「多重防御」という震災前にはなかった新たな減災の考え方を取り入れ、新たなまちの構築に取組んでいます。

○平成 28 年 3 月末時点の進捗については、防災集団移転促進事業は、計画 195 地区のうち住宅等建築工事可能地区数 159 地区（約 82%）、被災市街地復興土地区画整理事業は、計画 34 地区のうち工事着工地区数 31 地区（約 91%）、災害公営住宅整備事業は、計画約 16,000 戸のうち完成戸数 9,812 戸（約 62%）となっています。

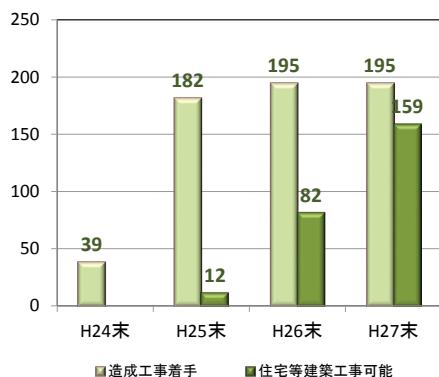
○復興まちづくりの完成目標は、災害公営住宅整備事業及び防災集団移転促進事業は平成 30 年度、被災市街地復興土地区画整理事業は用地造成を含む大規模事業であるため平成 32 年度となっています。

○一方、防災集団移転促進事業では、計画段階で行政サービスやコミュニティ維持の観点から被災集落の集約化を目指しましたが、生まれ育った土地への愛着や近接する生業の点から住民合意が得られず、集約化が図れなかったことから、将来を見据えた集約化を事前に検討しておくことが必要です。

○被災市街地復興土地区画整理事業では、現地再建等のまちづくり方針と住民意向に乖離が生じ、住民との合意形成に時間を要しており、引き続き理解が得られるよう丁寧な説明が必要です。

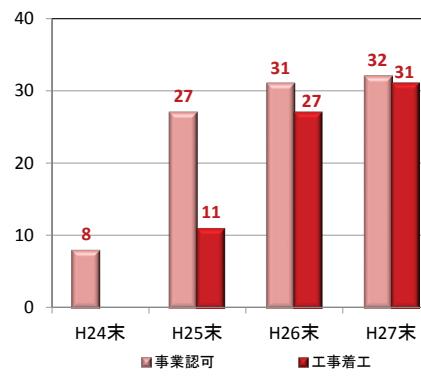
○復興まちづくりが本格化していく中、市町の事業進捗に差が生じていることから、市町が抱える課題の解決に向けて、引き続き、土木部市町支援チームによる積極的な市町支援が必要です。

地区数 計画 195 地区



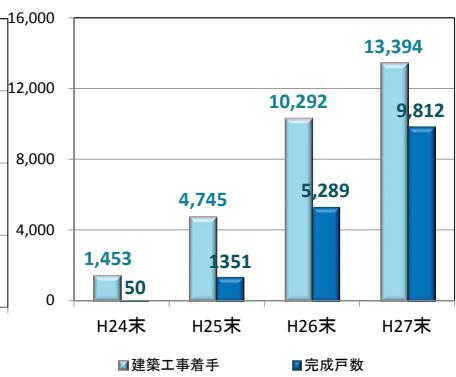
■図 6-1-5：防災集団移転促進事業進捗状況

地区数 計画 34 地区



■図 6-1-6：被災市街地復興土地区画整理事業進捗状況

戸数 計画 約 16,000 戸



■図 6-1-7：災害公営住宅整備事業進捗状況



■写真 6-1-3：菖蒲田地区（七ヶ浜町）



■写真 6-1-4：あけぼの北地区（石巻市）



■写真 6-1-5：女川町運動公園地区

● 災害に強い「道路」「港湾」「空港」について

○震災教訓を踏まえ、三陸沿岸道路や常磐自動車道などの沿岸部の縦軸と併せて、沿岸部と内陸部を結び東西連携軸を強化する横軸の整備や県際・郡界道路等地域連携を強化する道路、離島・半島部の災害に強い道路などの防災道路ネットワークの整備を推進しています。

○復興道路として全区間が事業化された「三陸沿岸道路」は、平成32年度頃の全線開通を目指して整備が進められています。また、復興支援道路の「みやぎ県北高速幹線道路」は、II～IV期区間が事業化され、離島を結ぶ「大島架橋」は、平成30年度の完成を目指し整備を進めています。



■写真 6-1-6：石巻女川 IC開通式



■写真 6-1-7：気仙沼大島大橋

○物流拠点として必要な港湾施設については、岸壁や荷さばき施設の復旧が平成27年度までに完了し、平成27年にはコンテナ貨物取扱量が震災前の水準に戻りました。

○さらなる港湾機能の強化を図るため、粘り強い構造の防潮堤整備とともに、港湾施設背後地の被害拡大の要因の一つとなった津波漂流物対策施設の整備を進めています。

○仙台空港については、震災から半年後に国際線を含む全ての定期便の運航再開を果たし、早期復旧の象徴となりました。

○空港関連施設は、再度災害防止の観点から、主要設備の浸水防止を実施するなど、災害に強い空港に取組みました。



■写真 6-1-8：仙台塩釜港(塩釜港区) 東ふ頭岸壁
(塩竈市貞山)



■写真 6-1-9：運輸司令室を2階へ
(仙台空港鉄道株式会社)

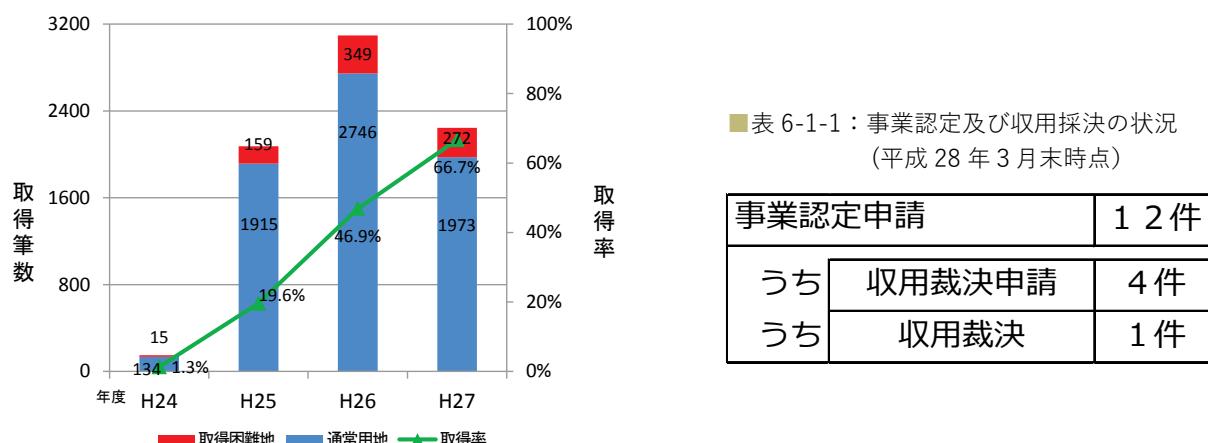
● 膨大な用地取得について

○復旧・復興事業に係る 12,000 筆を超える膨大な事業用地の早期取得が課題でした。

※全体約 12,800 筆（うち 通常 10,800 筆、取得困難地 2,000 筆）

○膨大な用地取得に対する用地交渉や登記業務の外部委託、多数相続や共有地などの取得困難地に対する土地収用制度、弁護士等による財産管理制度等を活用し用地取得を進め、平成 28 年 3 月末時点で取得率は約 6 割となっています。

○取得困難地の用地取得については、土地収用制度を活用しますが、多大な時間と労力を要することから、事業認定申請、収用裁決申請、用地権利取得、工事発注・完了の全体スケジュールを工事担当と用地担当が連携しながら進めることができます。



■図 6-1-8：用地取得状況（沿岸 3 土木）（平成 28 年 3 月末時点）

● 受注環境改善と施工確保対策について

○震災からの復旧・復興工事の本格化に伴い、資材の安定確保のため、特に不足が生じている生コンクリートについては、既設プラントに加え、平成 26 年 7 月から順次仮設プラントを全 4 基設置し対応しています。

○技術者の不足等により大幅な入札不調が発生したため、入札契約制度の運用・改善とともに、技術者要件の緩和などの施工確保対策を進めています。

○入札不調率は平成 24 年度をピークに減少しましたが、復旧・復興工事を着実に進めるため、復興係数の継続による実勢を反映した適正な予定価格の算出などの施工確保対策を更に進めていくことが必要です。

■表 6-1-2：入札不調の状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
発注件数	1,098	1,263	1,409	1,274	1,237	1,188
うち不調件数	35	290	411	323	261	230
発生率	3%	23%	29%	25%	21%	19%

● 伝承・減災について

- 津波防災に対する意識啓発については、東日本大震災以前からも取組を進めていましたが、震災後は「3.11 伝承・減災プロジェクト」として震災記憶の風化防止と後世への伝承をスローガンに掲げ、官民協働による津波浸水表示板設置や津波防災シンポジウム開催などを進めています。
- 今後は、津波防災教育について教育機関と連携して取組むとともに、関係市町と連携しながら迅速な避難行動につなげる仕組みを構築していくことが必要です。
- さらに、被災沿岸市町の震災遺構や被災三県の津波復興祈念公園のネットワーク化を図り、震災記憶を国内のみならず、広く海外にも発信していくことが必要です。



■写真 6-1-10：官民協働による津波浸水表示板設置



■写真 6-1-11：南三陸町旧防災対策庁舎

● 創造的復興について

- 大規模災害時における消防や警察等の活動拠点、災害医療や物資供給等の拠点となる宮城県広域防災拠点の整備については、平成32年度の一部供用に向けて事業を推進しています。
- 仙台空港については、平成28年7月1日から国管理空港民営化の第一号として民営化する予定であり、今後、民間経営手法を活かした空港運営による「空港の利便性向上」や「空港利用の拡大」に取組んで行く予定です。
- 交流人口の拡大に向け、地元自治体、経済団体と連携し、仙台空港の利用促進を図り、その経済波及効果を県のみならず東北全体の活性化につなげていくことが重要です。



■図 6-1-9：宮城県広域防災拠点整備イメージ



■写真 6-1-12：仙台空港

第2節 復旧・復興の完了に向けて

発災から平成27年度までの5年間の土木部における取組の総括を踏まえ、平成32年度までの復旧・復興の完了に向け、事業を着実に推進していくとともに、復興後を見据えた新たな社会資本整備のあり方についても検討を進める必要があります。

本県では、東日本大震災を踏まえ、平成23年10月に今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、「次世代に豊かさを引き継ぐことのできる持続可能な県土づくり」に向か、震災前の単なる復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、地域特性を活かした多重防護、職住分離・高台移転など先進的な地域づくりを進めるなど、被災地の一日も早い復旧と美しいふるさと宮城の復興に取組んできました。

甚大な被害を受けた沿岸部においては、現在、全国からの職員の派遣支援を頂きながら、復興まちづくりをはじめとした工事の最盛期を迎えているところですが、県内には未だに多くの方々が応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされており、被災者の方々に一日も早く安心した暮らしを取り戻していただくため、引き続き、災害公営住宅をはじめ、復興まちづくりの加速化に向け、被災市町と連携を強化しながら、全力を挙げて取組んでまいります。

平成27年度末で復興期間10年間の半分の5年を経過しましたが、未だ復興は道半ばであり、復興期間と定められた平成32年度までには、復旧・復興事業を完了させなければなりません。

今後5年間は、復旧・復興事業の推進に注力し、東日本大震災からの復興を確実に成し遂げるとともに、宮城県震災復興計画で掲げた「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」の各取組の効果検証を行う必要があります。

一方、本県の社会資本整備を取り巻く環境は、加速化するインフラの老朽化、気候変動に伴う災害リスクの増加、急激に進行する人口減少社会、さらには、震災復興後の建設投資の大幅縮小に伴う建設産業をはじめとする地域経済への影響など、極めて厳しい状況の到来が想定されているとともに、地方創生や国土強靭化への取組も強く求められています。

このような中、本県が将来にわたって豊かで持続可能な県土づくりを実現するためには、高規格幹線道路や港湾、空港などの基幹的なインフラの整備や総合的な治水対策、土砂災害対策とともに、既存ストックの有効活用や戦略的なメンテナンス、地域の守り手である建設産業の育成や担い手確保などへの取組が極めて重要です。

社会資本は安全で安心な県民生活や社会経済活動を支える重要な基盤であり、整備に当たっては時代の変化や要請を踏まえ、中長期的な視点から戦略的に取組む必要があり、震災復興後を見据えつつ、活力に満ちた地域の将来像の実現を目指す新たな社会資本整備のあり方について検討を進める必要があります。